

山 監 査 第 2 3 9 号

平成30年（2018年）3月28日

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、下記のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 山 根 雅 敏

山陽小野田市監査委員 松 尾 数 則

## 記

### 1 措置の内容

別紙のとおり

平成29年度定期監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置

【病院局】

[指摘事項 財産管理について]

旧山陽小野田市立山陽市民病院の医師住宅2棟及び用地について、適正に管理がされているとは言えない状態である。事故防止等を踏まえ、適正な管理に努めるとともに、早急に財産処分についても検討されたい。

[改善措置]

旧山陽小野田市立山陽市民病院の医師住宅については、毎年病院局職員による草刈りを行っています。引き続き適正な管理を行いながら建物及び土地の処分を検討することとしています。

[指摘事項 支出関係について]

(旅費関係)

- ア 宿泊を伴う旅費について、精算処理が適切でないものがある。
  - イ 私有車を利用する近距離旅行において支給された車賃の額に誤りがある。
  - ウ 私有車を利用した出張に車賃が支給されていないものがある。
  - エ 私有車で出張する場合は事前に所属長の承認が必要であるが、承認を受けずに出張しているものがある。
- ア～エについては、事後処理を含め適切な処理をされたい。

(時間外勤務関係)

- オ 年間を通して時間外勤務が恒常化している職員・部署が多い。職員の健康管理の観点からも、適正人員の配置による労務管理の徹底、業務の効率化、省力化を図るとともに時間外勤務の縮減に向けた計画書等を作成し、全職員が共通認識を持ち、積極的に取り組まれない。

[改善措置]

(旅費関係)

- ア 宿泊を伴う出張については、帰院後に領収書の提出を求め精算を行っています。精算未了のものは速やかに手続きを行うよう周知します。
- イ 私有車使用の出張において、車賃に誤りがあったものには正しい車賃を計算し差額を支給しました。
- ウ 私有車を利用した出張者に対しては車賃を支給しています。計算に誤りがあったものにはイにより差額を支給しました。複数名で出張した場合、私有車に同乗した職員には車賃を支給しておらず、支給漏れとなったものは確認されませんでした。
- エ 「自家用車公用使用承認申出書」による所属長の承認を受けていない事例が確認されましたので、私有車により出張する際は必ず承認を受けるよう全職員に対して周知しました。

(時間外勤務関係)

- オ 安全な医療、職員の健康管理の面からも長時間労働のリスクは高いと認識しており、各所属長においては時間外勤務削減のため、業務の効率化のために努力をしています。今後も業務配分の見直し、多職種連携の推進等により時間外勤務の削減に取り組みます。

[指摘事項 その他について]

(診療報酬明細書関係)

委託業者が行う診療報酬明細書の作成・請求について、返戻・査定レセプトの詳細の分析がされていない。返戻原因ごとに分析し、返戻レセプトの防止や事後処理方法等の徹底を図られたい。また、査定により減額された場合の原因や実態について、具体的な対策を図られたい。委託業者に対しても、月・年ごとの目標数値を設けさせ、それを達成するための具体的な取り組みや目標数値に達成しなかった場合の反省点等を報告させることなどを検討されたい。

[改善措置]

毎月、職員及び委託業者間で「査定分析」を行い、変わり行く査定内容を把握・確認し関係職員に文書報告して留意を求め、また請求の正当性を確認した場合は再審請求するなど、適正な診療報酬の請求に努めているところです。

査定については年度当初に目標数値を委託業者に伝え、達成に向けて職員と委託業者が協働し努めております。

返戻については目標数値を定めておりませんでしたでしたが今後は返戻内容についても対策を含めて検討し毎年度当初に定めてまいります。また各目標数値に達しなかった場合には改善点等の報告書の提出を求め、適正な査定率、返戻率となるよう努めてまいります。